

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年( )第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年( )第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は60万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
□代表者	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日	
2	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日	
3	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日	
4	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日	

### 注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 塙 阪 靖 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月23日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月12日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 3月25日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

1 所 在 豊中市原田中一丁目  
地 番 168番3  
地 目 宅地  
地 積 252.89平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 豊中市原田中一丁目168番地3  
家屋 番号 168番3の1  
種 類 事務所・工場  
構 造 鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 144.06平方メートル  
2階 27.44平方メートル  
3階 144.06平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約131平方メートル  
2階 約26平方メートル  
3階 約131平方メートル



## 物件明細書

令和 8年 2月12日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 塙 阪 靖 子

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

1 所 在 豊中市原田中一丁目  
地 番 168番3  
地 目 宅地  
地 積 252.89平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 豊中市原田中一丁目168番地3

家屋 番号 168番3の1

種 類 事務所・工場

構 造 鉄骨造スレート葺3階建

床 面 積 1階 144.06平方メートル  
2階 27.44平方メートル  
3階 144.06平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約131平方メートル  
2階 約26平方メートル  
3階 約131平方メートル

令和7年(ケ)第425号  
令和7年12月8日受理  
令和 年 月 日提出  
8.1.20

# 現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- 1 所 在 豊中市原田中一丁目  
地 番 168番3  
地 目 宅地  
地 積 252.89平方メートル
- 2 所 在 豊中市原田中一丁目168番地3  
家屋 番号 168番3の1  
種 類 事務所・工場  
構 造 鉄骨造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 144.06平方メートル  
2階 27.44平方メートル  
3階 144.06平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	豊中市原田中1丁目7-3														
<b>土 地</b>	物件1														
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 宅地、一部公衆用道路(物件1)														
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
<b>建 物</b>	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる( <input checked="" type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種 類: <input type="checkbox"/> 構 造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階約131㎡、2階約26㎡、3階約131㎡														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種 類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構 造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種 類:		構 造:		床面積:						
{	種 類:														
	構 造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を事務所・工場(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	令和	年( )第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[	地方裁判所	支部	令和	年( )第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## その他の事項

### 1 表札等の表示

- (1) 看板 債務者兼所有者の商号
- (2) 郵便受け 債務者兼所有者の商号、「マルヤ金属興業株式会社」、「(株)メイワグループ」

### 2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致した。目的土地の北側部分は、道路となっていると思われる。ただし、法務局に目的土地を実測した地積測量図の備え置きがないため、正確には専門家による測量等を要する。
- (2) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。
- (3) 目的土地には、事業用品等の動産類が存在する。
- (4) 目的土地から生えている樹木の枝が前面道路にはみ出している。

### 3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。床面積が登記よりも小さいと思われるが、減築をしたような形跡はなかった。
- (2) 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、事業用品等の動産類が残置されている。
- (4) 目的建物には、次の機械器具が残置されている。製造年等からいずれも換価価値はないものと思われる。
  - ア フォークリフト (平成18年製)
  - イ エアーコンプレッサー (平成16年以前に製造されたもの)
  - ウ スポットエアコン (10年以上前に製造されたもの)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
マルヤ金属興業株式会社及び株式会社メイワグループ代表者 (債務者兼所有者の元代表者の子)	1 マルヤ金属興業株式会社は、債務者兼所有者が目的物件の所有権を取得した頃から、目的建物を賃借していましたが、令和7年11月10日に目的建物を退去しました。目的建物は、現在、誰も使用していない状態です。 2 株式会社メイワグループは、債務者兼所有者の事務部分だけを担っていた会社であり、目的建物を実質的に使用していたことはありません。 3 目的建物内にあるスポットエアコンは、マルヤ金属興業株式会社が十二、三年前に設置したものであり、近日中に撤去する予定です。これ以外の動産類は、全て債務者兼所有者のものとなります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月 8日 13:15-13:30	大阪法務局北出張所	公函等調査
7年12月 8日 13:50-13:55	中之島図書館	物件確認
7年12月 9日 13:15-13:35	豊中市役所	道路、建築確認及び課税関係調査
7年12月 9日 14:35-14:45	物件所在地	物件及び占有確認(不在)、照会書投函
7年12月11日 15:15-15:30	大阪法務局北出張所	法人調査
7年12月15日	執行官室	照会書送付(株式会社メイワグループ)
7年12月17日 9:20-9:30	物件所在地	物件及び占有確認(不在)
8年 1月 7日 9:15-10:10	物件所在地	立入調査(評価人帯同)、マルヤ金属興業株式会社及び株式会社メイワグループの代表者と面談
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 _____ を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

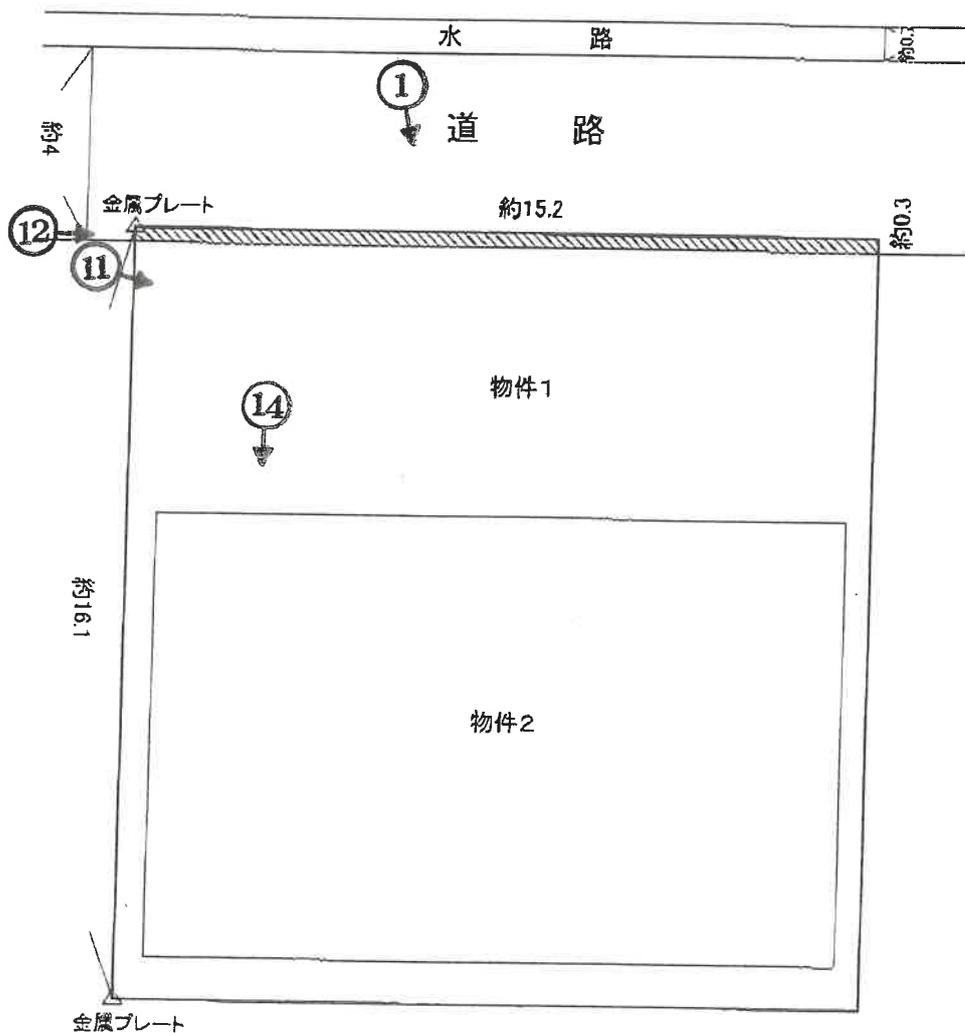
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図

(略図)

※当図面はあくまでも現況に基づく略図です。  
詳細については、別途専門家による調査が必要です。

(単位:m)



(←○写真撮影場所・方向)

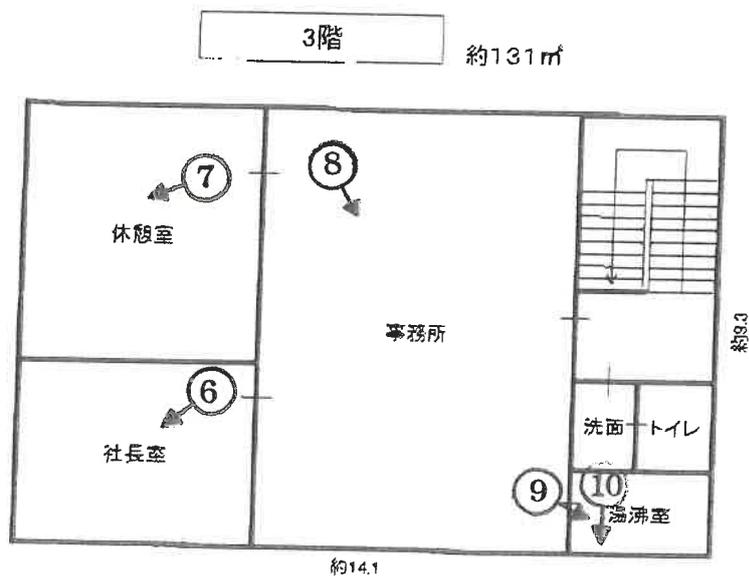
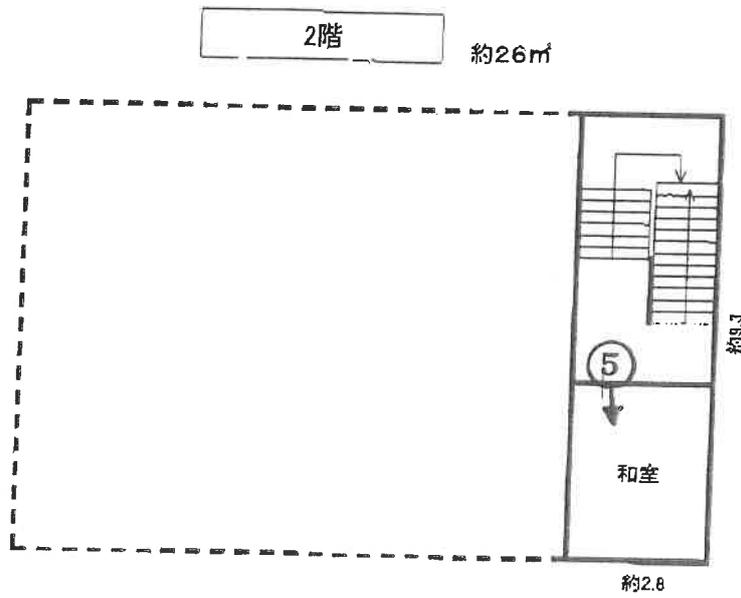
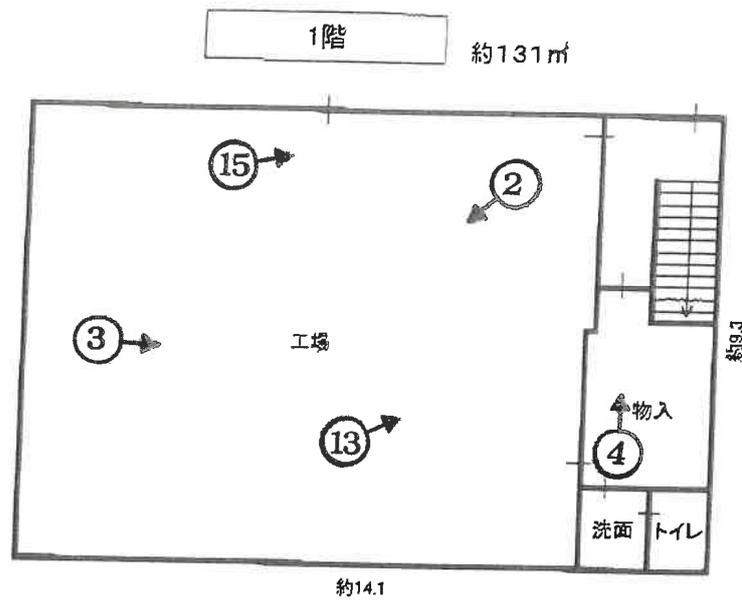


道路負担部分  
約0.3×約15.2≒約4.6㎡



# 間取略図

(単位:m)



(○写真撮影場所・方向)



( 7 枚目)



①  
目的建物



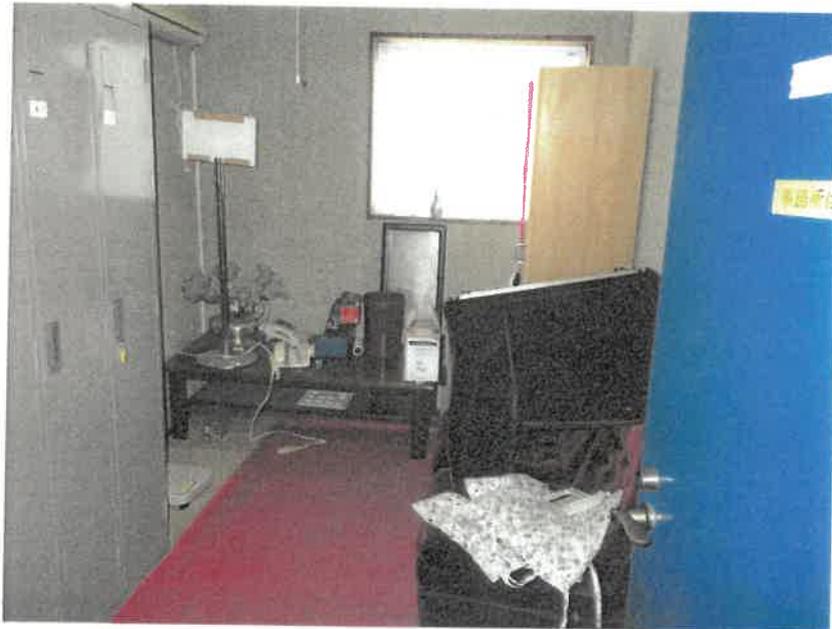
②



③



④



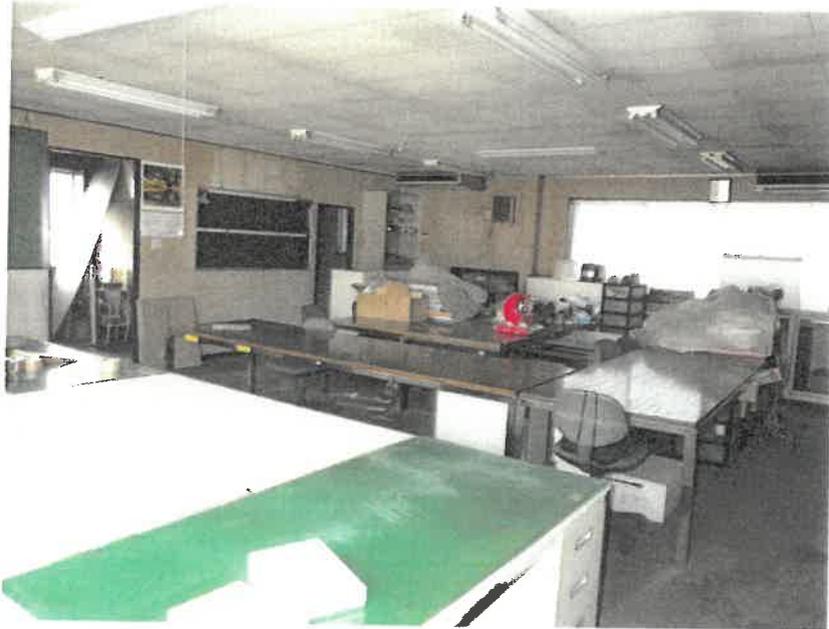
⑤



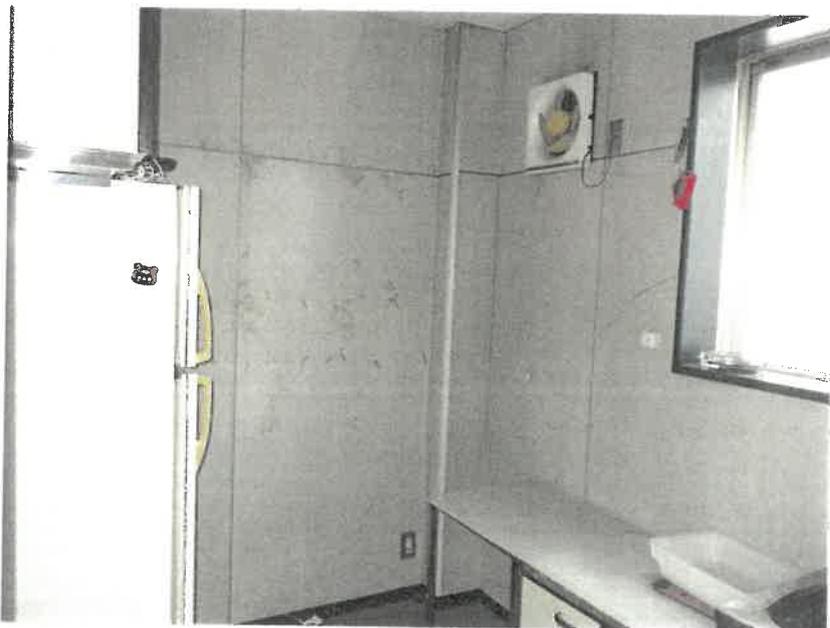
⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫

道路負担部分



⑬

フォークリフト



⑭

エアークンプレッ  
サー



⑮

スポットエアコン

令和 7 年 (ケ) 第425号

令和8年1月7日

現地調査

令和8年1月14日

評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

# 評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

小林 敬一

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 22,650,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 10,560,000円
物件 2	金 12,090,000円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	物件目録記載のとおり	下記「特記事項」欄参照
2	所在家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記「特記事項」欄参照
番号	特記事項		
1	<p>・地積について 法務局に地積測量図が備え付けられているが、残地計算されており、測量されていない。 この点、現況を調査すると概ね登記数量と一致した。</p> <p>・道路負担について 外観上、北側約幅0.3m（約4.6㎡）が道路の一部になっているように見えた。</p> <p>上記事項はいずれも、限定された範囲内における調査に基づくものであるため、詳細を把握するためには別途専門家による測量が必要なものと思料する。</p>		
2	<p>・床面積について 現況は、登記面積より小さいように見えた（「間取略図」参照）。 外観上の経過年数や形状は、登記内容及び建物図面・各階平面図と概ね一致していることから、現況建物と登記建物は同一のものと思料される。 ただし、あくまでも限定された範囲内における調査のため、詳細を把握するためには別途専門家による調査が必要なものと思料する。</p>		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	阪急宝塚本線 (別添「位置図」参照) 阪急バス 原田中一丁目 停留所 北西方 道路距離 約680m 曾根 駅 略西方 道路距離 約1,200m
付近の状況	中小規模の工場等が多く見られる中に住宅等も混在する内陸部の工業地域。 将来的にも、当分の間現況のまま推移していくものと思料される。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 市街化区域 用途地域 準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 防火規制 ー その他の規制 宅地造成等工事規制区域、産業誘導区域 水害ハザードマップ浸水想定区域、屋外広告物:一般制限区域
画地条件	規 模 248.29㎡ ※他、道路負担部分約4.6㎡。
<現況宅地部分>	形 状 略正方形
	間口・奥行 間口(北側)約 15.2 m, 奥行 約 15.8 m
	高低差等 概ね等高接面
接面道路の状況	北 側 幅員約 4 m 市道 原田中第1号線 (建築基準法第42条2項) 接道状況 中間画地
土地の利用状況等	現 況 事務所・工場 東 側 駐車場等 西 側 工場等 南 側 工場 北 側 道路
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 都市ガスなし 下水道 あり(処理区域内) <small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>
土壌汚染等	土地の閉鎖登記簿からは個人・法人の所有者名、田の登記地目の履歴が確認された。過去の住宅地区によると同土地は木工所の敷地や空地等であったと見られる。 土地上の建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。また、周辺には特定施設地は存しない。 周辺には工場が多くあるため、本件土地は土壌汚染の可能性が否定できない。 なお、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。
特記事項	◇細街路整備計画について 北側道路について、計画幅員6.7mの細街路計画道路に指定されているため、土地に建物を建築する際等には、原則として道路中心線から3.35mの後退を要請される。 ◇はみ出し可能性について 敷地の北東にある植木の枝が、隣地にはみ出しているように見えた。 ◇その他の事項については、P.2「特記事項」欄に記載のとおり。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 昭和62年4月24日 新築
	経過年数	約39年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	スレート板 等
	内 壁	スレート板表し、クロス、合板 等
	天 井	化粧板、合板、和風プリント合板、鉄骨表し 等
	床	タイルカーペット、畳、モルタル下地防水塗装 等
	設 備	トイレ、流し台、電動シャッター 等
	その他	-
床面積（現況）	延 288㎡ ※登記面積より小さく、1階約131㎡ 2階約26㎡ 3階約131㎡であった。	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	事務所・工場
	間取り	1階：工場 等、2階：事務所（和室）、3階：事務所 等
品 等	概ね普通品等	
保守管理の状態	<p>やや不良</p> <p>※主に以下の損耗等が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも製造後相応程度の期間が経過したとみられるフォークリフトやエアークンプレッサーがあった。</li> <li>・上記の他にも建物内及び敷地内に動産が多数残置されていた。</li> <li>・その他、経年相応の損耗が見られた。</li> </ul>	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	<p>◇アスベストの使用可能性</p> <p>目視した限りにおいてアスベスト含有吹付材は確認できなかった。しかし、法的規制前に建築された建物である為、使用可能性は否定できない。</p> <p>当調査はアスベストの使用の事実を絶対的に判定しているものではなく、あくまでも限定された調査条件の範囲内で使用の有無の“可能性”を判定するものである。従って、厳密な事実関係の判定に当たっては、別途専門機関による調査が必要である。</p> <p>◇耐震性に関する事項</p> <p>新耐震基準が施行(昭和56年6月1日)された後に建築確認を取得した建物である。</p> <p>◇建築確認申請手続きに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認申請； 済</li> <li>・ 検査済証； 無</li> </ul> <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォークリフト等の工場機械については、他の動産の撤去・処分費等も含めて勘案すると、いずれも価値は認められなかった。</li> </ul> <p>詳細については、別途専門家による調査が必要なものと思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の事項については、P.2「特記事項」欄参照。</li> </ul>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行って土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1 (宅地部分)	145,000	0.98	248.29	0.90	31,754,000
1 (道路部分)	(145,000円×1%) 1,450	—	4.6	—	7,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 豊中9-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $162,000\text{円}/\text{㎡} \times 103.0/100 \times 100/100 \times 100/115 = 145,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.03	0.93	1.20	1.00	1.15

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	0.98	0.98

※その他： 土壌汚染可能性 0.99 細街路計画0.99 (相乗積)

ウ 地積： 登記数量に基づく。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2 [主である建物]	200,000	288	0.04	2,304,000

ウ 現価率

経過年数 約39年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経過年数}39\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}0\text{年}) \} \times (1 - 0.3)$$

$$= 0.04$$

※観察減価は、維持管理の状態や検査済証の発行されていない中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
			イ	
1 (宅地)	31,754,000	0.50	法定地上権	15,877,000
合計				15,877,000

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場 性修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [ (ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ ]
	1	<宅地部分+道路部分> 31,761,000	-15,877,000	—	0.95	0.70	—
2	2,304,000	+15,877,000	1.00	0.95	0.70	0	12,090,000
一括価格 (合計)							22,650,000

#### ウ 占有減価

本件の場合不要。

#### エ 市場性修正

アスベスト使用可能性による市場性、動産残置物がある点等を特に考慮して、上記のとおり判定した。

#### オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

#### カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価公示 豊中9-1
- 所在 : 豊中市利倉二丁目169番 「利倉2-12-48」
- 価格 : 162,000円/㎡
- 位置 : 阪急宝塚本線 服部天神 駅 略西方 約1,900m (道路距離)
- 価格時点 : 令和 7 年1月1日
- 地積 : 598㎡
- 供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
- 接面街路 : 北 6.9 m 市道
- 用途指定等 : 準工業地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)
- 地域の概要 : 中小規模の作業所、倉庫等が見られる地域

## 2 固定資産税評価額 ( 令和 7 年)

- 物件1 : 20,542,760円
- 物件2 : 2,137,855円

## 第7 附属資料

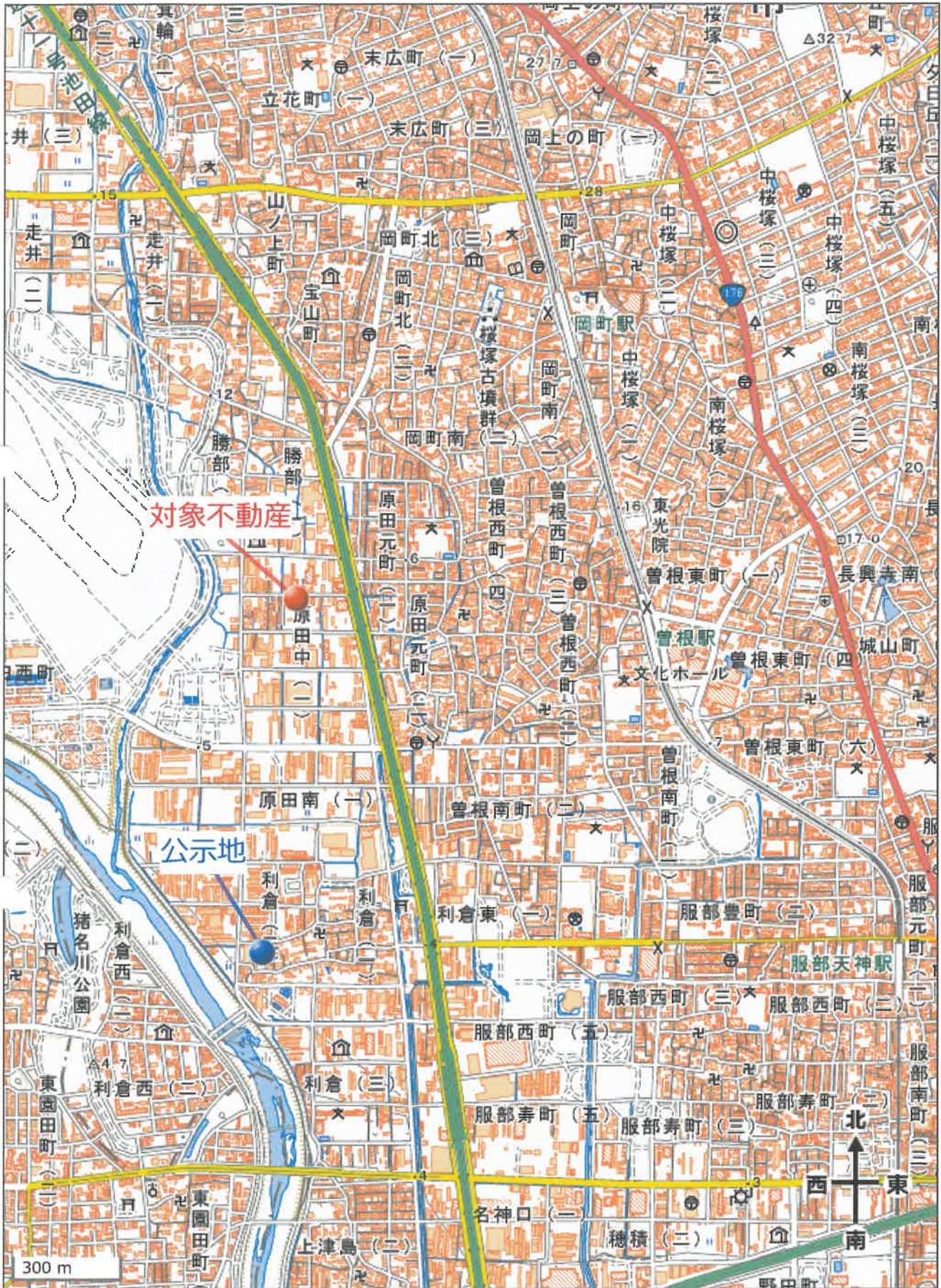
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

( 鑑第 R07 - 055 )  
以 上

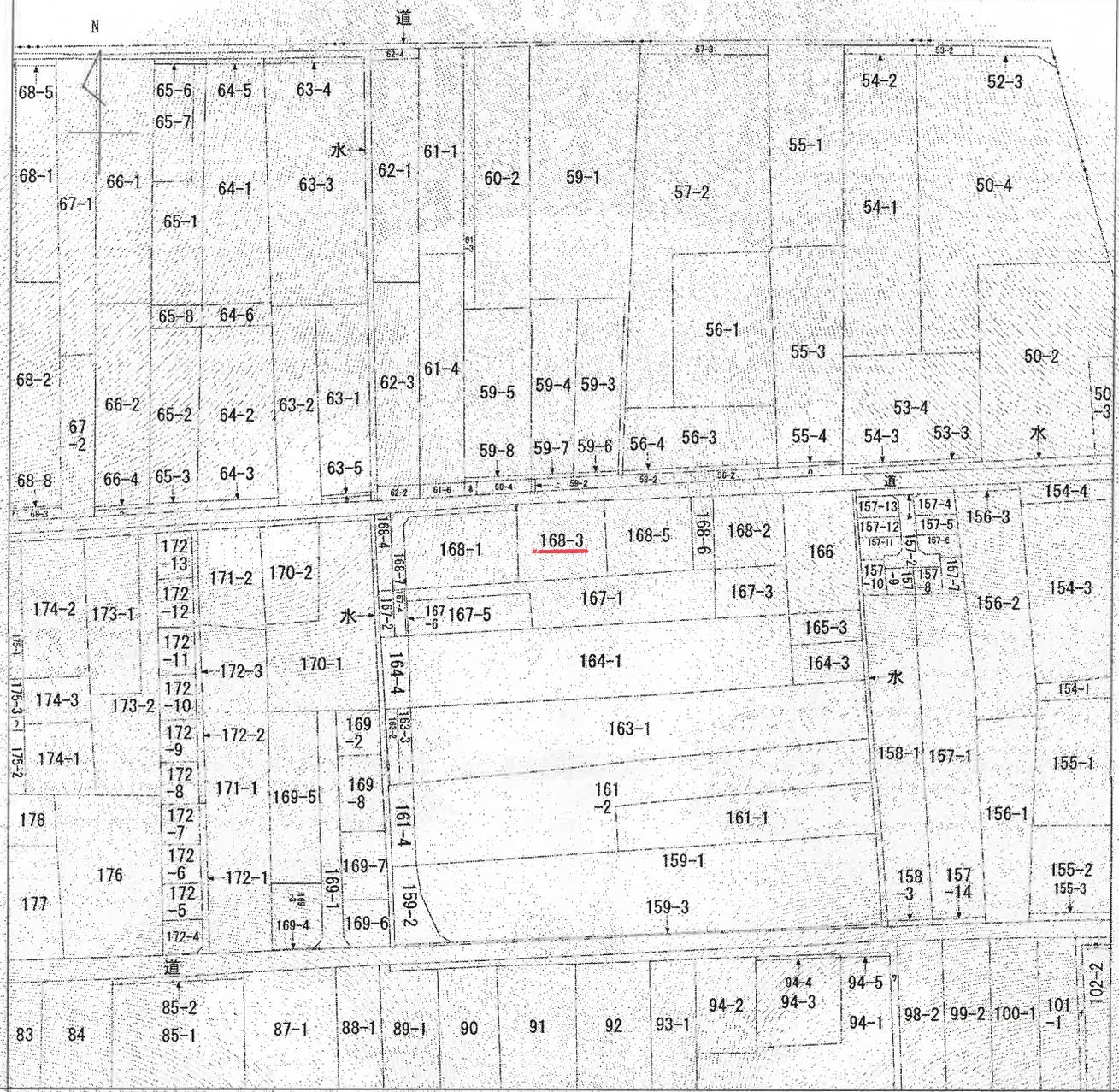
## 物 件 目 録

- |   |       |                                                      |
|---|-------|------------------------------------------------------|
| 1 | 所 在   | 豊中市原田中一丁目                                            |
|   | 地 番   | 168番3                                                |
|   | 地 目   | 宅地                                                   |
|   | 地 積   | 252.89平方メートル                                         |
| 2 | 所 在   | 豊中市原田中一丁目168番地3                                      |
|   | 家屋 番号 | 168番3の1                                              |
|   | 種 類   | 事務所・工場                                               |
|   | 構 造   | 鉄骨造スレート葺3階建                                          |
|   | 床 面 積 | 1階 144.06平方メートル<br>2階 27.44平方メートル<br>3階 144.06平方メートル |





イ 68-6    ハ 55-2    ニ 61-5    ホ 68-9    ヘ 163-4    ト 157-3  
 ロ 102-3    ニ 60-5    ハ 66-3    フ 水    ヘ 168-8    ツ づく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
 原田中1丁目  
 A 豊部1丁目

請求部	所在	豊中市原田中一丁目		地番	168番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年9月29日

大阪法務局北大阪支局

整理番号：H25699-1

登記官



175-4  
水  
63-6

登記年月日：昭和42年12月16日

地番	前168-3 168-5
土地の所在	後新 豊中市原田中町

原田中1丁目

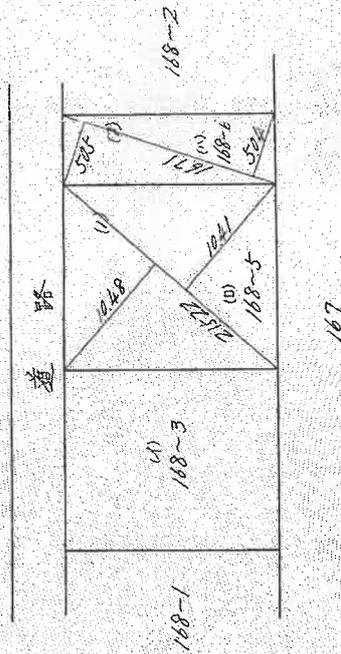
地積測量図

736268

42.12.16

作製年月日	昭和42年12月16日
作製者	豊中建築士会

申請人



(田) 求積表  
 168-5  
 $(1) 2,1522 \times (1048 + 1041) = 449594.58$   
 $\frac{1}{2}$   
 面積 22479.729  
 168-6  
 $(1) 1671 \times (505 + 504) = 168603.9$   
 $\frac{1}{2}$   
 面積 84301.95  
 8430.195  
 168-3 25289  
 面積

縮尺 1/400

(大阪土地家屋調査士会 第9支部・豊中建築士会作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である  
 (大阪法務局池田出張所管轄)  
 令和7年9月29日 大阪法務局北大阪支局

登記簿

登記年月日：昭和62年7月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (大阪法務局池田出張所管轄)  
 令和7年9月29日 大阪法務局北大阪支局

登記官

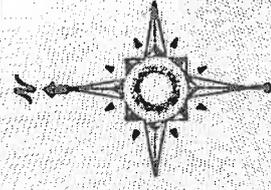
整理番号：H25701-1

建物各階平面図

家屋番号 168番3の1  
 建物の所在 豊中市原田中1丁目168番地3

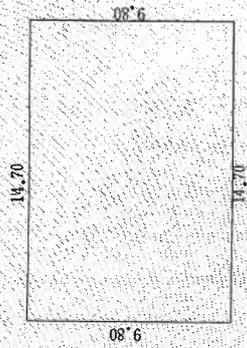
219931

62.7.9



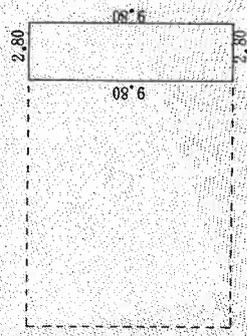
各階平面図

1階、3階各階同型

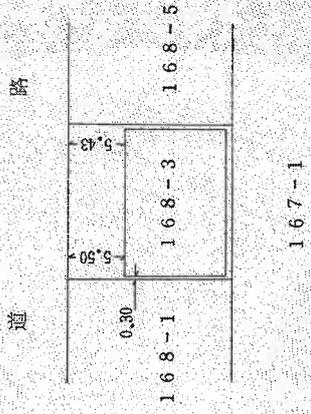


求積  
 $14.70 \times 9.80 = 144.0600$   
 床面積 144㎡0.6

2階



求積  
 $2.80 \times 9.80 = 27.4400$   
 床面積 27㎡4.4



作製者

1/250

申請人

縮尺

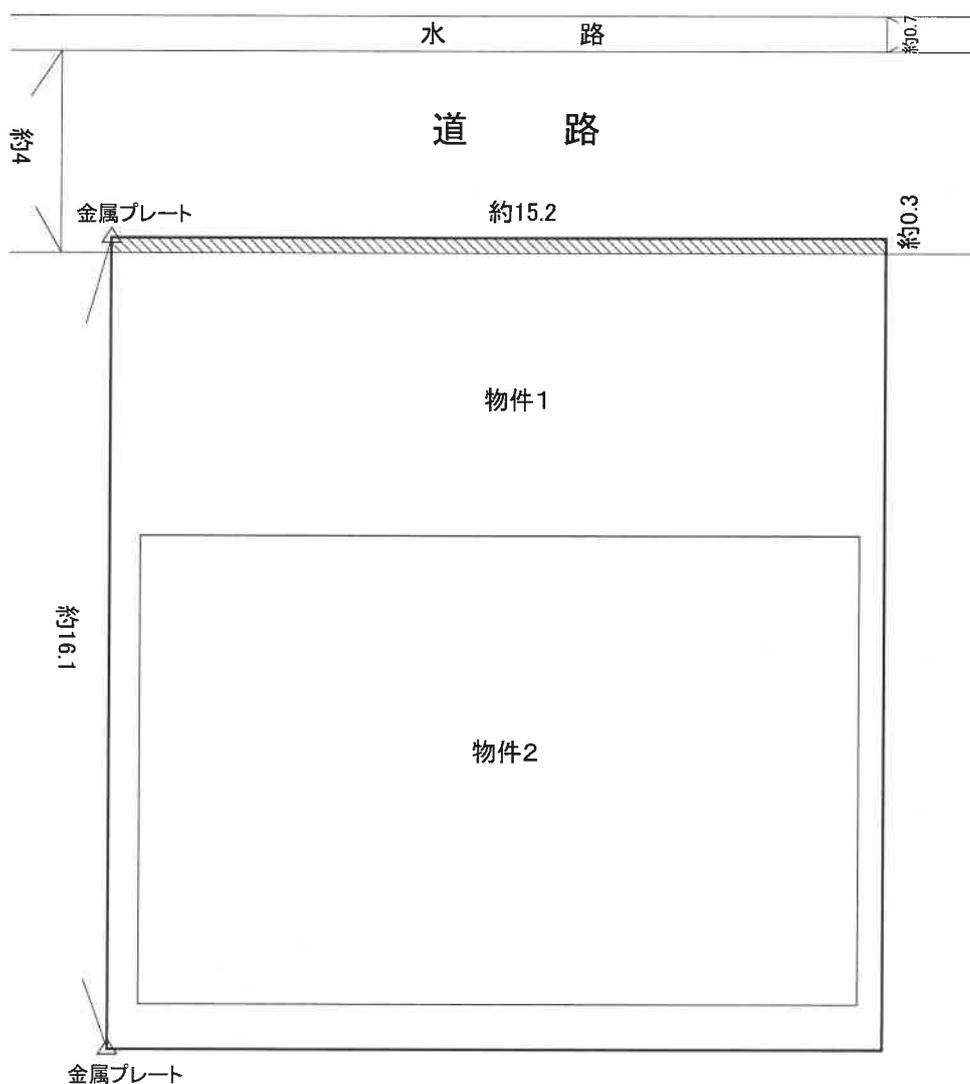
1/500

# 土地建物位置関係図

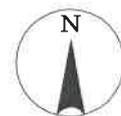
(略図)

※当図面はあくまでも現況に基づく略図です。  
詳細については、別途専門家による調査が必要です。

(単位:m)



道路負担部分  
約0.3 × 約15.2 ≒ 約4.6㎡



# 間取略図

(単位:m)

